医療費控除関係質疑応答事例

この質疑応答事例は、税務署等に納税者から寄せられた質問に回答したもののうち、一般的なものをとりまとめたものであり、個々の事例の適用に当たっては、単純に結論を出すのではなく、その質問内容をよく検討する必要があることに留意すること。

凡例

１．　法令の略称は、次による。

所法・・・・・・所得税法

所令・・・・・・所得税法施行令

所規・・・・・・所得税法施行規則

所基通・・・・・所得税基本通達

措法・・・・・・租税特別措置法

措令・・・・・・租税特別措置法施行令

措規・・・・・・租税特別措置法施行規則

改正法附・・・・所得税法等の一部を改正する法律附則

２．　条項等の表示は、次による。

１、２ ＝条番号

③、④ ＝項番号

五、六 ＝号番号

目　　　　次

Ⅰ　医師等による診療の対価等

１　入院に伴う諸費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　入院時の保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　人間ドックの費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　出産に関する検診料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
５　人工妊娠中絶費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
６　不妊治療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
７　母体血を用いた出生前遺伝学的検査費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
８　オルソケラトロジー（角膜矯正療法）による近視治療に係る費用・・・・・ 4
９　レーシックに係る費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
10　自閉症の治療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
11　転地療養の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
12　湯治の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
13　温泉利用型健康増進施設の利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
14　歯列矯正の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
15　高価な材料を使用した歯の治療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
16　歯科ローンを利用して支払った医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
17　動機付け支援として行われる特定保健指導の指導料・・・・・・・・・・・ 8
18　特定保健指導に基づく運動施設の利用料・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
19　特定健康診査と特定保健指導が年をまたがって行われた場合・・・・・・・ 9
20　非居住者期間中の医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
21　非居住者の妻が国内で支払った医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅱ　あん摩マッサージ指圧師等による施術の対価

１　椎骨調整料として支払った施術料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
２　カイロプラクティクの治療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

Ⅲ　医薬品・医療用器具等の購入費用

１　風邪薬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

２　漢方薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
３　健康食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
４　食事療法に基づく食品の購入費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
５　認可されていない薬品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
６　アトピー性皮膚炎治療のための温泉水・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
７　入院のための消耗品の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
８　病院に支払うクリーニング代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
９　自宅療養のための消耗品の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
10　補聴器の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
11　弱視用眼鏡の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
12　眼内レンズの購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
13　注射器の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
14　酸素吸入器の電気料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
15　自動対外式除細動器（ＡＥＤ）の購入費用又は賃借料・・・・・・・・・・ 18
16　居宅サービスを利用するために使用する車イスの購入費用・・・・・・・・ 19

Ⅳ　通院費や旅費等

１　通院費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
２　自家用車通院のための高速道路利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
３　通院のためのタクシー代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
４　退院のためのタクシー代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
５　医薬品購入のためのタクシー代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
６　医師の治療を受けるための宿泊費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
７　出産のため実家に帰る交通費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
８　付添人の交通費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

Ⅴ　親族等に係る医療費

１　共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合・・・・・・・・・・・・・・ 24
２　事業専従者のために支出した医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
３　扶養親族でない郷里の母の医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
４　結婚して他家に嫁いだ長女の医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
５　結婚して外国に居住している長女の医療費・・・・・・・・・・・・・・・ 26
６　死亡した父親の医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

Ⅵ　療養上の世話の費用

１　付添人の食事代や寝具借料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
２　親族に支払った療養上の世話の対価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
３　家政婦紹介所に支払う照会手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
４　療養中のため家事を家政婦に依頼した場合の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
５　介護労働安定センターのケア・ワーカー福祉共済制度掛金・・・・・・・・・・・・・・ 29

Ⅶ　その他の費用

１　骨髄バンク登録費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
２　診療情報提供書に係る診療情報提供料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

Ⅷ　医療費を補てんする保険金等

１　医療費を補てんする保険金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
２　生命保険契約に基づく給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
３　支払った医療費を上回った補てん金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
４　翌年受け取った出産育児一時金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
５　分べん費用に産科医療補償費（保険料）が含まれている場合・・・・・・・・・・・・・ 33
６　医療費の支払者と保険金等を受け取った者が異なる場合・・・・・・・・・・・・・・・ 33
７　高齢医療・高額介護合算制度における高額介護合算療養費等・・・・・・・・・・・・・ 34
８　医療費助成金を返還した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

Ⅸ　添付又は提示が必要な書類

１　薬局以外の商店からの医療費関係領収書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
２　２年目以降の「おむつ使用証明書」の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
３　医療費の領収書がない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

Ⅹ　セルフメディケーション税制

１　一定の取組にかかった費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
２　納税者以外の者が行った一定の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３　一定の取組を行ったことを明らかにする書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
４　控除の対象となる特定一般用医薬品等の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

Ⅺ　介護保険サービスの対価

１　介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
２　指定介護老人福祉施設等の施設サービス費１・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
３　指定介護老人福祉施設等の施設サービス費２・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
４　旧措置入所者の施設サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
５　介護老人保健施設の施設サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
６　介護医療院の施設サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
７　指定介護療養型医療施設の施設サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
８　訪問介護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
９　訪問入浴介護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
10　訪問看護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
11　訪問リハビリテーションの居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
12　居宅療養管理指導の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
13　通所介護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
14　通所リハビリテーションの居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
15　短期入所生活介護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
16　短期入所療養介護の居宅サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
17　地域支援事業に要する費用に係る自己負担額・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
18　通所介護及び短期入所生活介護における交通費・・・・・・・・・・・・・・・ 53
19　通所リハビリテーション及び短期入所療養介護における交通費・・・・・・ 53
20　高額介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

この資料は、令和元年11月１日現在の法律に基づき作成してあります。

Ⅰ－１　入院に伴う諸費用

【質問要旨】

入院中に支払ったガス代、牛乳代、茶菓子代、便器購入代、アイスボックス購入代、出前でとった食事代の費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医師等の診療等を受けるため直接必要な費用として通常支払われたものかどうかによって判定することになるが、質問のような入院に伴う諸費用は単なる生活費又は生活用品の購入費用であり、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所基通73－３

Ⅰ－２　入院時の保証金

【質問要旨】

昨年、入院する際に、保証金として10万円病院に差し入れたが、この保証金は今年退院する際に、入院費用35万円に充当され返還されなかった。この場合の保証金はいつの医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

病院に差し入れる保証金は、実務的には入院費用に充当し精算されることが多い。

今回の場合、入院費用に充当された時に医療費として支払われたことになるので、充当された本年分の医療費控除の対象となる。

しかし、差し入れた保証金が入院費用の内金として支払われたものならば、内金として差し入れた昨年分の医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73

Ⅰ－３　人間ドックの費用

【質問要旨】
人間ドックの受検費用は、医療費控除の対象となるか。
（検査の結果、何も問題はなかった。）

【回答要旨】
いわゆる人間ドックその他の健康診断の費用は、医師の治療を目的としたものではないので医療費控除の対象にはならない。
なお、人間ドックの結果重大な疾病が発見され、引き続きその治療等をした場合は、その人間ドックの費用も医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所基通73－４

Ⅰ－４　出産に関する検診料

【質問要旨】
出産に関する検診料は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
産婦人科医の診療行為には、「分べんの介助」も含まれている。出産前に妊婦の受ける検診は単なる健康診断ではなく、医師の診療行為の一環として行われているものであり、医療費控除の対象となる。また、検診を受けるための通院費についても、通常必要なものであれば、医療費控除の対象となる。
なお、出産後の検診の費用についても、健康診断の対価にすぎないものを除き、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所令207六

Ⅰ－５　人工妊娠中絶費用

【質問要旨】
人工妊娠中絶の費用は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
母体保護法に基づく人工妊娠中絶は、母体保護法上、特別に診療に基づくものと認められているので医療費控除の対象となる。
なお、母体保護法優生保護法に基づく人工妊娠中絶であっても、４か月以上の場合は、出産費等の給付があるので留意する。

【関係法令通達等】
所令207一

Ⅰ－６　不妊治療

【質問要旨】

遠隔地の医師の不妊治療を受けている。次の費用及び助成金の取扱いはどうなるか。

１　治療費

２　人工授精費

３　交通費

４　ホテルの宿泊費

５　自治体から受ける特定不妊治療費助成金

【回答要旨】

１及び２は医師による診療又は治療行為として行われるものであり、一般的に支払われる水準を著しく超えない部分の金額は医療費控除の対象となる。

３は病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価のうち、一般的に支払われる水準を著しく超えない部分の金額は医療費控除の対象となる。

なお、自己の車を利用した部分の燃料代や高速代は医療費控除の対象とならない。

４は入院又は入所の対価として支払われる部屋代のうち、医師の診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものは、医療費控除の対象となるが、ホテルや旅館の宿泊代は医療費控除の対象とはならない。

５については少子化社会対策基本法及び厚生労働省通知に基づき、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することを目的として支給されているものであれば、所法９①十七のうち身体の障害に基因して支払を受けるものとして非課税となり、特定不妊治療の医療費を助成する目的で交付するものであるから保険金等により補てんされる金額となり、医療費控除の対象から減算する。

【関係法令通達等】

所法９①十七、73

所令207三、30①一

所基通９－20、73－３、73－８（１）

Ⅰ－７　母体血を用いた出生前遺伝学的検査費用

【質問要旨】

妊婦に対して行う母体血を用いた出生前遺伝学的検査の費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

出生前遺伝学的検査は、胎児の染色体の数的異常を調べる診断の一種であり、また、その検査を行った結果、染色体の数的異常が発見されたとしても、それが治療につながらないとされていることからすると、妊婦や胎児の治療に先だって行われる診療等とはならないので、その検査費用は医療費控除の対象とはならない。

【関係法令通達等】

所基通73－４

Ⅰ－８　オルソケラトロジー（角膜矯正療法）による近視治療に係る費用

【質問要旨】

近視などの角膜の屈折異常を、特殊なコンタクトレンズを主に就寝中に装用することにより、角膜の表面の角度を矯正し屈折率を正常化させて視力を回復させるいわゆるオルソケラトロジー（角膜矯正療法）による近視治療に係る費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

オルソケラトロジーによる近視治療に係る費用は角膜を矯正して視力を回復させる治療の対価として支払われるものであるから、医師による診療又は治療の対価に該当し医療費控除の対象となる。

また、このオルソケラトロジーによる近視治療による特殊なコンタクトレンズやリテーナーレンズの購入費用も医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所基通73－３

Ⅰ－９　レーシックに係る費用

【質問要旨】

レーシックに係る費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

レーシックは、近視や乱視などを矯正する手術のことをいう。

この矯正手術は、眼の機能それ自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものであり、それに係る費用は医師の診療又は治療の対価と認められるので、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所令207一

Ⅰ－10　自閉症の治療費

【質問要旨】

子供の自閉症の治療費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

自閉症の治療が医師による治療として行われ、その治療の対価として支払われるのであれば、その対価は医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73

所令207

Ⅰ－11　転地療養の費用

【質問要旨】
　子供の療養のため、医師に勧められて海辺の別荘を借りて転地療養をすることとしたが、この別荘の賃借料は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
　いわゆる転地療養のための費用は、医師等による診療等の対価や、医師等による診療等を受けるため直接必要な費用には当たらないので、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】
所令207
所基通73－３

Ⅰ－12　湯治の費用

【質問要旨】
　関節炎の治療のため、医師に勧められて湯治に行ったが、この湯治のための旅館代や旅費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
　いわゆる湯治のための旅館代や旅費は、医師等による診療等の対価や、医師等による診療等を受けるため直接必要な費用には当たらないので、医療費控除の対象とならない。
（注）温泉利用型健康増進施設の利用料金についてはⅠ－13参照。

【関係法令通達等】
所令207
所基通73－３

Ⅰ－13　温泉利用型健康増進施設の利用料金

【質問要旨】

医師が治療のために患者に温泉利用型健康増進施設を利用した温泉療養を行わせた場合の温泉利用型健康増進施設の利用料金は、医療費控除に対象となるか。

【回答要旨】

医師が治療のために患者に、温泉利用型健康増進施設として厚生労働大臣の認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）を利用した温泉療養を行わせた場合の当該施設の利用料金（療養期間が１週間以上にわたる温泉療養が行われた場合に限る。）は、医師の治療を受けるため直接必要な費用として医療費控除の対象となる。

なお、認定施設の利用料金について医療費控除を受けるためには、治療のために患者に認定施設を利用した温泉療養を行わせた医師が作成した「温泉療養証明書」を、原則として確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があり、認定施設の利用料金に係る領収書（治療のために支払われた設備の利用及び役務の提供の対価である旨及び患者の氏名が明記されたもの）は、確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。

（注１）　認定施設を利用するための宿泊費は、医療費控除の対象とならない。

（注２）　湯治の費用についてはⅠ－12参照。

（注３）　平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、当該領収書を添付又は提示する必要がある。

（注４）　経過措置として、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、当該領収書の添付又は提示によることもできる。

【関係法令通達等】

所基通73－３

平２．３.27直所３－２「温泉利用型健康増進施設の利用料金の医療費控除の取扱いについて」

Ⅰ－14　歯列矯正の費用

【質問要旨】

歯列矯正の費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正をする者の年齢、矯正の目的等からみて社会通念上歯列矯正が必要と認められる場合は医療費控除の対象となる。

美容整形を目的として行った場合は医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207一

所基通73－４

Ⅰ－15　高価な材料を使用した歯の治療費

【質問要旨】
金やポーセレンなどの高価な材料を使用した場合の歯の治療費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
医師や歯科医師による診療や治療の対価であっても、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超える部分の金額は、医療費控除の対象とはならない。
歯の治療については、歯の治療のために一般的に使用されている材料を使用するのであれば、その材料について健康保険の適用がないため治療費が高額になる場合であっても、その費用は医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所令207
所基通73－３

Ⅰ－16　歯科ローンを利用して支払った医療費

【質問要旨】
歯科医に支払う治療費（30万円）を信販会社から借り入れて支払った。信販会社に支払うことになる利子（２万円）を含めた元利合計金（32万円）は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
歯科ローンは、患者が支払うべき治療費を信販会社が立替払をして、その立替分を患者が分割で信販会社に返済していくものです。
したがって、信販会社が立替払をした金額は、その患者のその立替払をした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象になります。
なお、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がない場合があると考えられますが、この場合には、医療費控除を受けるときの支出を証明する書類として、歯科ローンの契約書や信販会社の領収書を保存してください。

（注）　歯科ローンに係る金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

【関係法令通達等】
所令207一

Ⅰ－17　動機付け支援として行われる特定保健指導の指導料

【質問要旨】

メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果により、特定保健指導として動機付け支援を受け、その指導料を支払った。この指導料の自己負担額は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除の対象とならない。

医療費控除の対象となる特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する者に対して、その特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援に係るものに限られる。

したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、上記の基準に該当しない者に行われる積極的支援に係る指導料や動機付け支援に係る指導料の自己負担額は医療費控除の対象とはならない。

なお、特定保健指導の指導料が医療費控除の対象となる場合には、その旨が明示された領収書が発行されることになっている。

【関係法令通達等】

所法73②
所令207一
所規40の３①二
平成20年５月12日付国税庁文書回答

Ⅰ－18　特定保健指導に基づく運動施設の利用料

【質問要旨】

メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果、血糖値と中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導（積極的支援）を受けるように指示され、早速指導を受けた。この指導において、定期的に運動をすべきとのことだったので、スポーツジムに通うこととした。この場合、スポーツジムに支払った運動施設の利用料は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

運動施設の利用料は、医療費控除の対象にならない。

特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（積極的支援により行われるものに限る。）を受ける者のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する者の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価は、医療費控除の対象とされる。

しかし、運動施設の利用料は医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しないため、医療費控除の対象とはならない。

【関係法令通達等】

所法73②
所令207一
所規40の３①二
平成20年５月12日付国税庁文書回答

Ⅰ－19　特定健康診査と特定保健指導が年をまたがって行われた場合

【質問要旨】

昨年12月に特定健康診査を受診し診断料（自己負担額）を支払ったところ、本年になってその審査結果が一定の基準に該当することから特定保健指導（積極的支援）を受けることになった。早速、特定保健指導を受け指導料を支払った。

この場合、特定健康診査に係る診断料（自己負担額）は何年分の医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

特定健康診査の診断料（自己負担額）は昨年分の医療費控除の対象となる。

特定健康診査の診断料（自己負担額）は、人間ドックの費用のように医療費に該当するものではないが、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、その特定健康診査の診断料（自己負担額）も医療費に該当するものとして取り扱われる。

質問の場合、特定保健指導の診断料（自己負担額）は本年分の医療費控除の対象とされるが、その特定健康指導に係る特定健康診査の診断料（自己負担額）は昨年中に支払っているため、昨年分の医療費控除の対象となる。

また、昨年分の所得税において特定健康診査の診断料（自己負担額）について医療費控除の適用を受ける場合には、その診断料（自己負担額）の領収書と積極的支援に係る領収書の写しを確定申告書の提出の際に添付又は提示する必要がある。

【関係法令通達等】

所法73①、120③一
所令207、262①二
所規40の3①二
所基通73－２、73－４
平成20年５月12日付国税庁文書回答

Ⅰ－20　非居住者期間中の医療費

【質問要旨】

Ａは、５年間の外国勤務を終え、本年10月に帰国した。外国勤務中に支払った医療費が100万円、帰国後に支払った医療費が25万円あるが、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除が受けられる者は、居住者に限られているが、１年のうちに居住者期間と非居住者期間がある者については、居住者期間内に支払った医療費の金額だけが医療費控除の対象となる（所令258）。

したがって、事例の場合は、帰国後に支払った医療費25万円だけが医療費控除の対象となる。

なお、Ａの本年の総所得金額等は、居住者期間に生じた全ての所得と非居住者期間内に生じた国内源泉所得に係る所得との合計額になるため、医療費控除の計算に当たっては、当該総所得金額等を用いることとなる。

【関係法令通達等】

所法73①、102、165
所令258③二
所基通165－１

Ⅰ－21　非居住者の妻が国内で支払った医療費

【質問要旨】

夫が国外に勤務し非居住者となっていた間に妻が国内で医療費を支払った場合、夫が帰国して居住者となったのが同年中であれば、夫の医療費控除の対象となるか。

（注）医療費の支出　８月30日

夫が帰国して居住者となった日　９月 17 日

【回答要旨】

所令258の「年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算」によれば、医療費控除は「居住者期間内に支払った医療費の金額」とされており、非居住者の期間内に支払われた医療費は、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令258③二

Ⅱ－１　椎骨調整料として支払った施術料

【質問要旨】

腰痛に悩んでいたが、○○身体均整調整協会の指導を受ければ完治するとの新聞広告を見て指導を受けたところ腰痛が治り、椎骨調整料として15万円支払ったが、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

○○身体均整調整協会に所属している施術者が、所令207四に規定するあん摩マッサージ指圧師等に該当すれば、支払った施術料は、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所令207四

Ⅱ－２　カイロプラクティクの治療費

【質問要旨】

腰痛を治すために、カイロプラクティク療法を受けたが医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

カイロプラクティクとは脊椎調整術と訳され、脊椎のわん曲などによる痛みや障害を治すのに特別の手段をもって変形の矯正を含めて治療を行うものである。

この治療は、①通常の医師が行う場合、②「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第３条の３（名簿）に規定する施術者」又は「柔道整復師法２条１項（定義）に規定する柔道整復師」が行う場合、③①、②以外の者が行う場合とがある。

①、②の場合は医療費控除の対象となるが、③の場合は医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207一、四

Ⅲ－１　風邪薬等

【質問要旨】
近くの薬局で購入した風邪薬や、痔の薬は医師の指示に基づくものでなくても医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
治療又は療養に必要な医薬品であり、疾病の予防又は健康増進のために供されるものでなく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律第２条に規定する医薬品であることが確認できれば医師の指示に基づくものでなくても、その医薬品の購入の対価は医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所令207二
所基通73－５
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律２

Ⅲ－２　漢方薬

【質問要旨】
甲は胃腸に疾患があり通院加療中であるが、漢方薬がよいというので常飲している。
この漢方薬の購入対価は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
医薬品のうち、疾病の予防又は健康の増進のためにも、治療又は療養のためにも使用される医薬品については、それが治療又は療養のために使用されたかどうか事実認定を行う必要があるが、納税者から治療又は療養のために使用された旨の説明（病気の状況、通院等の治療の状況あるいは医師の指示の有無等）があり、医療費に該当することが確認されれば医療費控除の対象となる。
なお、漢方薬の中で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律第２条に規定する医薬品に該当しないものは医療費控除の対象とはならない。
（注）医薬品の種類による単純な判定は行わない。

【関係法令通達等】
所令207二
所基通73－５
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律２

Ⅲ－３　健康食品

【質問要旨】

Ａ診療所はすべての患者に対し、その病状に応じて健康食品を指定し、食事の代用として１週間使用させてからその後の治療を行っているが、この健康食品の購入対価は医療費控除の対象となるか。

なお、Ａ診療所は内科で入院設備はなく、健康食品はＡ診療所の中にあるＢ商会から患者が購入するが、Ｂ商会は医薬品販売の許可を受けていない。

【回答要旨】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律上の医薬品ではなく、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価とは認められず、また、医師の治療等を受けるために直接必要な費用で入院等の対価として支払う食事代等の費用で通常必要なものにも該当しないので、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所基通73－３、73－５

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律２

Ⅲ－４　食事療法に基づく食品の購入費用

【質問要旨】

高血圧症のため、医師の指示により、自宅で低カロリー・低塩分の食品による食事療法を行った場合のその食品の購入費用は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

自宅で行う食事療法のための食品の購入費用は、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価に該当せず、また、医師による治療等を受けるため直接必要な費用にも該当しないので、医療費控除の対象とならない。

事例の場合たとえ医師の指示によるものであっても、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価、また、医師による治療等を受けるため直接必要な費用とはならないので、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207二

所基通73－３

Ⅲ－５　認可されていない薬品

【質問要旨】
丸山ワクチンの購入の対価は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
丸山ワクチンは現在のところ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律上の医薬品として認められていないので、「医薬品」には該当しないが、医師の許可がない限り購入できず、その使用も医師によって行われることから、医師による治療の対価に該当し医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所令207二
所基通73－５

Ⅲ－６　アトピー性皮膚炎治療のための温泉水

【質問要旨】
アトピー性皮膚炎治療のため医師の指示に基づき温泉水を業者から購入し使用している。
年間80万円ほどかかるが、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
医療費控除の対象とならない。
温泉利用型健康増進施設を利用する場合とは異なるので、温泉水そのものが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律第２条に規定する医薬品に該当するか判断することになる。

【関係法令通達等】
所令207
所基通73－５

Ⅲ－７　入院のための消耗品の購入

【質問要旨】

入院に際し、次のような消耗品を購入した。医療費控除の対象となるか。

１　入院に際し、病院から水枕や氷のうを持参するように指示があったので、これらの器具を購入した費用

２　入院する際に必要な寝具や洗面具などの身のまわり品の購入費用

【回答要旨】

医薬品以外の物品の購入費用で医療費控除の対象となるものは、医師による診療等を受けるため直接必要なものであることが必要である。

質問の場合は、それぞれ次のとおりとなる。

１　水枕や氷のうは、疾病の治療のために使用されるものであり、また、病院の指示によって購入したものであるから、医師による診療等を受けるため直接必要なものと考えられるので、医療費控除の対象となる。

２　寝具や洗面具などは入院をするためには必要なものではあるが、医師による診療等を受けるため直接必要なものとは認められないので、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207一

所基通73－３

Ⅲ－８　病院に支払うクリーニング代

【質問要旨】

入院中、病院に支払うシーツや枕カバーのクリーニング代は、医療費控除の対象となるか。

また、患者自身のパジャマ等のクリーニング代はどうか。

【回答要旨】

病院が用意したシーツや枕カバーのクリーニング代は、入院・入所の対価と認められるので、医療費控除の対象となるが、患者自身のパジャマ等のクリーニング代は、入院・入所の対価として支払われるものではないので、医療費控除の対象とはならない。

【関係法令通達等】

所基通73－３

Ⅲ－９　自宅療養のための消耗品の購入

【質問要旨】

半身不随の者が、自宅療養において使用する紙おむつ、マットレス等の購入代価は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

マットレス等は医薬品ではないので、医療費控除の対象とならない。

ただし、紙おむつについては、傷病によりおおむね６か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医師による治療を受けるための直接必要な費用とし、医療費控除の対象となる。

なお、おむつ代について医療費控除を受けるためには、その人の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」を原則として確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があり、おむつ代の領収書は、確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。

証明書発行日以前であっても医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められる場合は、医療費控除の対象となる。

（注１）　平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、当該領収書を添付又は提示する必要がある。

（注２）　経過措置として、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、当該領収書の添付又は提示によることもできる。

【関係法令通達等】

所基通73－５

昭62.12.24直所３-12「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」

平14.６.25課個２-11「おむつに係る費用の医療費控除の取扱い（「おむつ使用証明書」に代えた簡易な証明手続き等）について（法令解釈通達）」

Ⅲ－10　補聴器の購入

【質問要旨】

Ａは老齢で難聴のため、補聴器を購入したが、この費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

義手、義足、松葉づえ、補聴器、車いす等の購入のための費用が医療費控除の対象となるのは、医師の診療等を受けるために直接必要な場合に限られる。

したがって、日常最低限の用をたすための購入費用であっても医師の診療等に関係なく補聴器等を購入した場合は、医療費控除の対象とならない。

（注）「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」（以下「情報提供書」という。）により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限る。）は、医療費控除の対象となる（情報提供書がなければ医療費控除の対象とならないということではない。）。

【関係法令通達等】

所基通73－３

平成30年４月16日付個人課税課情報第３号「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」

Ⅲ－11　弱視用眼鏡の購入

【質問要旨】

３歳の幼児が弱視（視力0.3）の治療のため週３回眼科医に通院している。

この治療に関し、医師から眼鏡の使用を指示され購入したが、その費用は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

幼児の弱視等については、視力が発育中の段階にあることから、医師は治療と併せ、視力の発育を促すため眼鏡の使用を指示していることがある。

したがって、この場合における幼児の弱視等の治療中に医師の指示により購入する眼鏡は、成人が日常生活の必要に基づき購入するものと性格を異にし、医師等による治療を受けるために必要なものと考えられるので、医療費控除の対象となる。

（注）眼鏡の購入費が医療費控除の対象とされるのは、この事例のように治療を目的とする場合に限られ、近視、遠視のための眼鏡は対象とならない。

【関係法令通達等】

所基通73－３

平成元年９月 20 日付厚生省通達「治療用眼鏡に係る医療費控除について」

Ⅲ－12　眼内レンズの購入

【質問要旨】

白内障の手術の際に入れた眼内レンズの購入費用は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

質問の眼内レンズは、手術を伴うものであり、一般的には医師が用意したものを使用し、その費用も併せて患者に請求している場合には、「医師による治療の対価」として医療費控除の対象となる。

なお、患者が直接専門店で購入している場合であっても、医師による治療に直接必要なものである限り、医療費控除の対象となる。

この場合、申告に当たっては、眼内レンズの領収書及び「白内障の治療のため眼内レンズが使用されたこと」が明らかになる書類（以下、この質疑応答事例において「当該領収書等」という。）を確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。

（注１）　平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、当該領収書等を添付又は提示する必要がある。

（注２）　経過措置として、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、当該領収書の添付又は提示によることもできる。

【関係法令通達等】

所基通73－３

平成元年９月20日付厚生省通達「治療用眼鏡に係る医療費控除について」

Ⅲ－13　注射器の購入

【質問要旨】
糖尿病の患者が医師の指示により自宅でインシュリンの注射を行うための注射器の購入費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
医師の指示により治療、療養のために使用するものであるから医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】
所基通73－３

Ⅲ－14　酸素吸入器の電気料

【質問要旨】
酸素吸入器を使用するための電気代は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
現に医師の診療を受けている者が、治療の必要上その医師の指示に基づいて酸素吸入器を購入している場合、医療費控除の対象となる。
それを使用するための電気代についても合理的に按分されていれば対象になる。

【関係法令通達等】
所法73
所基通73－３

Ⅲ－15　自動対外式除細動器（ＡＥＤ）の購入費用又は賃借料

【質問要旨】
心臓病の患者が医師の指示・処方に基づき医療用具である「自動対外式除細動器（ＡＥＤ）」を購入又は賃借した場合、その購入費用又は賃借料は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
心臓病の患者が購入又は賃借する質問の医療用具については、その費用の支出が医師による診療等を受けるため直接必要なものと認められることから、その購入費用又は賃借料は医療費控除の対象となる。
なお、質問の医療用具は心臓病以外の患者に限らず誰でも購入又は賃借することができることから、医療費控除を受けるにあたっては、「自動対外式除細動器（ＡＥＤ）」の領収書及び購入又は賃借が医師等の指示・処方に基づくものであることを明らかにした医師等の証書等（以下、この質疑応答事例において「当該領収書等」という。）を確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。
（注１）　平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、当該領収書等を添付又は提示する必要がある。
（注２）　平成29年分から令和元年分までの経過措置として、確定申告の際に、当該領収書等を添付又は提示することもできる。

【関係法令通達等】
所基通73－３

Ⅲ－16　居宅サービスを利用するために使用する車イスの購入費用

【質問要旨】

要介護認定を受けている者が居宅サービスを利用するために車いすを購入等した場合、当該購入費用等は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

自己の日常最低限の用をたすために供される車いすの購入費用等が医療費の対象となるには、医師、歯科医師、所令207条４号に規定する施術者（はり師、きゅう師、柔道整復師等）又は同条６号に規定する助産師（以下「医師等」という。）による診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるため直接必要かどうかにより判断することになるところ、居宅サービスは、ここでいう医師等に該当しないから、居宅サービスを受けるための車いすの購入費用等は、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207一、四、六

所基通73－３

Ⅳ－１　通院費

【質問要旨】

通院に自家用車を使用する場合、ガソリン代は通院費に該当するか。また、家族が付添って通院する場合の家族の交通費はどうか。

【回答要旨】

通院費は、本来病院に収容されるための人的役務の提供の対価に該当するものに限り医療費控除の対象とされるのであるから、自家用車のガソリン代のように全く人的役務の提供の対価に当らないものは含まれない。

なお、付添人の交通費は、病状等からみて付添いが必要と認められる場合には医療費に含める。

【関係法令通達等】

所令207三

所基通73－３

Ⅳ－２　自家用車通院のための高速道路利用料金

【質問要旨】

診療を受けるために自家用車で通院しているが、病院が遠方にあり高速道路を利用している。高速道路利用料金は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

自家用車の場合、医療費控除の対象にならない。

ただし、タクシーの利用を余儀なくされている場合においては、そのタクシーの利用料金の中に高速道路利用料金が含まれている時は、その高速道路利用料金も医療費控除の対象とされる。

これは、人的役務の提供の対価の一部として認められているものであり、自家用車の場合には、ガソリン代と同様に医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所令207三

所基通73－３

Ⅳ－３　通院のためのタクシー代

【質問要旨】

次のようなタクシー代は、医療費控除の対象となるか。

１　歯科医へ通院するためのタクシー代

２　子供が通学に遅れないために、通院に使用したタクシー代

【回答要旨】

通院費用は、通常必要とされる範囲内に限られるべきものであり、これらの事例の場合のタクシー代は通院費として通常必要なものの域を超えていると認められるので、医療費控除の対象とならない。

なお、タクシー代が医療費控除の対象となるのは、病状等からみて、歩行困難でやむを得ないと認められる場合や電車、バス等の利用ができない場合、病状からみて急を要する場合などに限られる。

【関係法令通達等】

所令207三

所基通73－３

Ⅳ－４　退院のためのタクシー代

【質問要旨】

無事出産後、退院した場合の帰りのタクシー代は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

退院した場合の帰りのタクシー代であっても、医療費控除の対象となる。

なお、一般的に入・退院に際しての交通費が医療費控除の対象になっても、タクシー代については、電車やバスなどの交通機関を利用して入・退院することが困難であるという理由が必要になる。

出産の場合の入・退院の際のタクシー代については、入院時はお産という緊急時のため、退院時は生まれたばかりの子を抱えているため、いずれも電車やバスなどの交通機関の利用は困難との考えによるものである。

【関係法令通達等】

所令207三

所基通73－３

Ⅳ－５　医薬品購入のためのタクシー代

【質問要旨】

医薬品を購入するために使用したタクシー代は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除の対象となる通院費は、医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要である。

したがって、単に医薬品を購入するために要したタクシー代は、医師等による診療等のために支出されたものではないため医療費控除の対象とならない。

【関伝法令通達等】

所令207

所基通73－３

Ⅳ－６　医師の治療を受けるための宿泊費

【質問要旨】

地元の病院で治療できないといわれた難病にかかり、主治医に指示されて遠隔地の病院で治療を受けることになったが、病院の都合でホテルに一泊することになった。

この場合の宿泊費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

ホテルでの宿泊代は、医療費控除の対象とならない。

医療費控除の対象となるのは、入院等の対価として医師等の診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものに限定されているからである。

【関係法令通達等】

所令207

所基通73－３

Ⅳ－７　出産のため実家に帰る交通費

【質問要旨】
出産のため実家へ帰る交通費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
出産のため実家へ帰る交通費は、医師等の診療等を受けるため直接必要とされる交通費には当たらないので、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】
所令207三
所基通73－３

Ⅳ－８　付添人の交通費

【質問要旨】
病院へ入院している家族のため、親族が交替で病院に通っている場合の交通費は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
医師等による診療等を受けるための通院費で通常必要なものは医療費控除の対象となる。
この場合の通院費は、原則として患者の通院費に限られ、質問の場合のように患者以外の者が患者とは別にバス等を利用する場合に支出する交通費は医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】
所令207三
所基通73－３

Ｖ－１　共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合

【質問要旨】

共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は誰の医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされており、この場合の配偶者その他の親族の範囲については、所得金額の要件は付されていない。

したがって、所得を有する親族のために支払った医療費であっても、その親族が医療費を支払った者と生計を一にする者であるときは、その医療費を支払った者の医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73①

Ｖ－２　事業専従者のために支出した医療費

【質問要旨】

事業者であるＡは、長男を青色事業専従者として専従者給与を支払っているが、この長男が病気になり医療費を支払ったが、この場合、Ａの医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除の対象となる医療費は、納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費として支払ったものをいう。

この場合の親族には、扶養親族であることが要件とされていないことから、医療費を支払った現況において、長男（青色事業専従者）がＡと生計を一にしていれば、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73①

所基通73－１

Ｖ－３　扶養親族でない郷里の母の医療費

【質問要旨】

郷里にいる母は収入がなく同居している兄が扶養している。母が病気で入院したため、弟のＡも医療費の一部を負担したが、Ａの医療費控除の対象となるか。

また、郷里で一人暮らしをしている母の医療費をＡが支払ったような場合はどうか。

【回答要旨】

母と生計を一にしていると認められないので、たまたま入院に際し医療費の一部をＡが負担したとしても医療費控除の対象にはならない。

また、郷里で一人暮らしをしている母の場合、母の年収が少額でＡが毎月仕送りをして兄とＡの二人で母親の生活費をまかなっているなど、母と生計を一にしているのであれば負担した医療費は医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73①

所基通２－47、73－１

Ｖ－４　結婚して他家に嫁いだ長女の医療費

【質問要旨】

生計を一にしていた長女が昨年の９月に結婚して他家に嫁いだが、昨年３月、長女が１か月入院し、その医療費を父親であるＡが支払った場合、Ａの医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時のいずれかの時の現況において、その医療費の支払った者と生計を一にする親族に係る医療費は、医療費控除の対象となる。

質問の場合、医療費を支出すべき事由が生じた時において、Ａは長女と生計を一にしているため、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所基通73－１

Ｖ－５　結婚して外国に居住している長女の医療費

【質問要旨】

Ａの長女Ｂは、結婚して５年前からアメリカに居住していたが、昨年９月に出産のため一時帰国し、本年３月に再び出国した。Ｂの出産費用35万円については、Ａが負担した。出産費用はＡの医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医療費控除は、居住者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用される。

質問の場合、Ｂは出産のために一時帰国しているに過ぎず、Ｂの生活の本拠地は、夫のいるアメリカにあると認められる。よって、ＡとＢとは生計を一にしておらず、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】

所法73①

所基通２－47

Ｖ－６　死亡した父親の医療費

【質問要旨】

父親は入院中に死亡し、父親の死亡後に入院期間の医療費を請求された。

この医療費を相続人である長男が支払った場合、被相続人である父親の医療費控除の対象となるか、あるいは相続人である長男の医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

その年の医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払われた金額に限られ、未払の医療費は現実に支払われるまで医療費控除の対象とはならない。このため、被相続人の死亡後に支払われた医療費は、たとえ相続財産で支払われた場合であっても、被相続人が支払ったことにはならないので、被相続人の準確定申告上、医療費控除の対象とならない。

一方、自己と生計を一にする親族に係る医療費は、医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況において自己と生計を一にする親族に係る医療費をいうこととされている。

したがって、質問の場合は、医療費を支出すべき事由が生じた時、すなわち、その医療費の請求の基となった治療等を被相続人である父親が受けた時に、長男と父親が生計を一にしていたのであれば、その医療費は、相続人である長男の医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所法73

所基通73－１、73－２

Ⅵ－１　付添人の食事代や寝具借料

【質問要旨】
付添人の食事代、寝具借料は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
保健師等の業務（付添い）の対価の一部として支払われている場合は、医療費控除の対象となるが、付添人が親族である場合の食事代、寝具借料は医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】
所令207五
所基通73－６

Ⅵ－２　親族に支払った療養上の世話の対価

【質問要旨】
入院中の母の付添いをしてくれた娘に対して支払う謝礼は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
療養上の世話を受けるため特に依頼した者に支払う療養上の世話の対価は、医療費控除の対象となる。この場合の「特に依頼した者」とは、保健師、看護師又は准看護師等の資格を有する者に依頼することができない状況にある場合に、これらの者に代わる者として特に依頼した者（原則として家政婦等人的役務の提供を業とする者）をいうので、労務の提供の対価を前提としない親族に対して支払う謝礼は、医療費控除の対象とならない。

【関係法令通達等】
所令207五
所基通73－６

Ⅵ－３　家政婦紹介所に支払う照会手数料

【質問要旨】

入院患者の付添人を紹介してもらった対価として家政婦紹介所に支払う紹介手数料は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

家政婦紹介所に支払う紹介手数料は、一般的には、療養上の世話の対価として支払うものではないが、療養上の世話をする者を紹介してもらったことに対する対価として支払う場合の紹介手数料は、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

所令207五

所基通73－６

Ⅵ－４　療養中のため家事を家政婦に依頼した場合の費用

【質問要旨】

出産後しばらくは無理ができないので、家政婦を依頼し、子供の世話や家事を行ってもらっている。

この家政婦に支払う費用は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

療養上の世話を受けるため特に依頼した者（保健師、看護師又は准看護師の資格がない者を含みます。)に支払う療養上の世話の対価は、医療費控除の対象となる。したがって、療養上の世話を家政婦に依頼した場合の対価は、医療費控除の対象となる。

しかし、子供の世話や家事を依頼した場合の対価は、出産後の療養中であるため自ら家事を行うことができなかったとしても、医療費控除の対象とはならない。

【関係法令通達等】

所令207五

所基通73－６

Ⅵ－５　介護労働安定センターのケア・ワーカー福祉共済制度掛金

【質問要旨】

ケア・ワーカー（家政婦）の福祉の増進を図ること等を目的とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の施行に基づいて、介護労働安定センターはケア・ワーカーの業務上の傷害を補償するために、当該者を被保険者とする保険契約を保険会社と締結し、その原資（共済掛金）を介護を受ける者に負担させることになったが、この共済掛金は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

役務提供のうち、療養上の世話と認められるものに係る共済掛金に限り、医療費控除の対象となる。

（理由）

① この共済掛金は、介護を受ける者が家政婦の世話を受けた場合には、必ず支払わなければならないとされていること（支払を拒絶することはできない）から、当該者は共済掛金を家政婦が業務として行う療養上の世話を受けた対価の一部として解することが相当であること。

② 療養上の世話の対価については、例えば、入院患者が家政婦紹介所に支払う紹介手数料については医療費控除の対象に含まれると取り扱われていること。なお、この福祉共済制度は、民間職業紹介所より派遣されるすべての家政婦が対象となっているため、家政婦の役務提供のうち療養上の世話と認められないものに係る部分は対象とならないことに注意する。

【関係法令通達等】

所令207五

所基通73－６

Ⅶ－１　骨髄バンク登録費用

【質問要旨】

白血病患者が骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医師が白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の血液難病患者の治療上、骨髄移植推進財団へ登録しあっせんを受けることが必要と判断し、医師を通じて患者登録を行った場合に、患者が当該財団に支払った患者負担金は医療費控除の対象となる。

この場合、当該患者負担金について医療費控除を受けるためには、当該財団が発行した「非血縁者間骨髄移植患者登録証明書兼患者負担金領収書」を確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。

（注１）　平成 28 年分以前の確定申告書を提出する場合は、当該領収書等を添付又は提示する必要がある。

（注２）　経過措置として、平成 29 年分から令和元年分までの確定申告については、当該領収書の添付又は提示によることもできる。

【関係法令通達等】

所令207

Ⅶ－２　診療情報提供書に係る診療情報提供料

【質問要旨】

診療に際し、当初診療を行った病院から、いわゆる紹介状を受け取り、紹介先の病院に当該紹介状を交付して引き続き治療を受けた場合の、当該紹介状に係る診療情報提供料（文書料）は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

診療情報提供料とは、「医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保険・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものであって、保険医療機関が、診療に基づき別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定するもの」とされている。

質問の場合の紹介状に係る診療情報提供料は、保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認めた上で、紹介先保険医療機関ごとに患者１人につき月１回に限り算定されるものであるから、医師等による診療等の対価として通常必要なものであり、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額と考えられるから、医療費控除の対象となる。

【関係法令通達等】

平成 26 年 12 月１日付国税庁文書回答

Ⅷ－１　医療費を補てんする保険金等

【質問要旨】

健康保険組合等から支給されるもので、医療費を補てんする保険金等とされるものにはどのようなものがあるか。

【回答要旨】

健康保険組合等から支給されるものは、傷病手当金、出産手当金、育児手当金を除き、次のようなものが該当する。

（１）療養費

（２）移送費及び家族移送費

（３）出産育児一時金及び家族出産育児一時金

（４）家族療養費及び家族療養費附加金

（５）高額療養費又は高額介護合算療養費

（６）出産費（分べん費）及び出産費附加金

（７）配偶者出産費（分べん費）及び配偶者出産費附加金

（８）入院附加金

なお、医療費を補てんする保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告書を提出するまでに確定していない場合には、その受け取る保険金等を見積り、その見積額を支払った医療費から控除する。

この場合、後日確定した保険金等の額が見積額と異なることとなったときは、遡及して医療費控除額を訂正する。

【関係法令通達等】

所法73①かっこ書

所基通73－８、73－９、73－10

Ⅷ－２　生命保険契約に基づく給付金

【質問要旨】

生命保険契約に基づいて支払われた給付金は、医療費を補てんする保険金等に該当するか。

【回答要旨】

医療費を補てんする保険金等に該当する。

【関係法令通達等】

所法73①かっこ書

所基通 73－８

Ⅷ－３　支払った医療費を上回った補てん金等

【質問要旨】

分べんのための費用と、その他の医療費を支出しているが、健康保険法により給付を受けた分べん費が、支出した分べんのための費用を上回っている場合、医療費控除額の計算上、その上回っている部分は他の医療費から控除するのか。

【回答要旨】

支払った医療費を補てんする保険金等の金額がある場合には、支払った医療費の金額からその医療費を補てんする保険金等の金額を差し引くこととされている。この場合の差引計算は、その補てんの対象とされる医療費ごとに行い、支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費からは差し引くことはできない。

【関係法令通達等】

所法73①

Ⅷ－４　翌年受け取った出産育児一時金

【質問要旨】

出産費用を昨年12月に15万円、本年１月に20万円支払った。出産給付金20万円の給付を本年１月に受けたが、この20万円はどう配分したらよいのか。

【回答要旨】

所法73①は、医療費について「・・・・支払った医療費の金額・・・・」といい、補てん金額については「保険金、損害賠償金・・より補てんされる部分の金額・・」といっていることから、前者は支払基準、後者は発生基準によると考えられる。

したがって、支払った医療費の額によりあん分計算するなどの方法により、出産給付金20万円について、昨年12月に支払った15万円に対応する部分と本年に支払った20万円に対応する部分とに区分して医療費控除の金額を計算することになる。

【関係法令通達等】

所法73①

Ⅷ－５　分べん費用に産科医療補償費（保険料）が含まれている場合

【質問要旨】
分べん費用に産科医療補償費（保険料）が含まれていたが、医療費控除の計算はどのようにするのか。

【回答要旨】
産科医療補償費を含む金額（分べん費）から、出産育児一時金（加算支給分を含む。）を差し引くことになる。

【参考】
1　産科医療補償制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分べんに係る医療事故等に関する補償をするとともに、将来における産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年に創設され、分べん機関が、この制度へ加入することになる。
2　この制度に加入すると、分べん機関は、制度の運営組織（日本医療機能評価機構）が損害保険会社との間で締結する産科医療補償責任保険契約の被保険者となって、保険料を支払うことになるが、この保険料は、最終的には分べん費用の一部として妊産婦が負担する。
3　なお、この制度に加入している分べん機関において出産した場合には、出産育児一時金に、保険料相当額（３万円を上限）が上乗せされて支給される。
4　この対象となる分べんに係る領収書等には、産科医療補償制度加入機関であるスタンプが押印されている（出産育児一時金の申請に必要となる。）。

【関係通達等】
所令207①
所基通73－３

Ⅷ－６　医療費の支払者と保険金等を受け取った者が異なる場合

【質問要旨】
共働きの夫婦で、妻の出産の際に夫が医療費を支払い、医療費控除の申告をしたいと考えているが、妻が勤務先から受け取った出産給付金を医療費控除の際に、補てん金として差し引かなければならないか。

【回答要旨】
妻が勤務先から受け取った出産給付金は、医療費控除の申告の際に夫の支払った医療費から控除する必要がある。
医療費を補てんする保険金等は、その保険金等の支払を受ける人が支払った人でない場合であっても、医療費の補てんを目的として受ける保険金等である限り、医療費を補てんする保険金等に該当するため、医療費から差し引くこととなる。

【関係法令通達等】
所法73①

Ⅷ－７　高齢医療・高額介護合算制度における高額介護合算療養費等

【質問要旨】

高額医療・高額介護合算制度における高額介護合算療養費等を受け取りました。医療費控除の適用において、保険金などで補てんされる金額に該当するか。

【回答要旨】

高額医療・高額介護合算制度における高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費(以下「高額介護合算療養費等」という。)については、医療費控除の適用において、保険金などで補てんされる金額に該当する。

当該高額介護合算療養費等の支給を受ける場合には、その額が確定した日(原則として７月 31 日)の属する年分の医療費から差し引くこととなる。

【高額医療・高額介護合算制度の概要】

健康保険等の医療保険（後期高齢者医療を含む。）制度及び介護保険制度においては、各制度において、月々の医療費等の自己負担額が一定の額を超えた場合には、高額療養費や高額介護サービス費、高額介護予防サービス費（以下「高額療養費等」という。）の支給が行われている。

一方、これら高額療養費等の支給を受けても、年を通してなお一定の自己負担額がある者を対象として、高額医療・高額介護合算制度が創設され、平成 20 年４月から施行されている。

当該制度は、計算期間を８月１日から翌年７月 31 日とする１年間に自己負担額の計が一定の額を超える場合には、その超えた部分（制度上、一定の額を超えるのは翌年１月以降となる。）を基として高額介護合算療養費等の支給が行われることとされている。

なお、支給に当たっては、高額介護合算療養費支給決定通知書及び高額介護合算療養費等支給決定通知書が被保険者に対して送付される。

【関係法令通達等】

所法 73

Ⅷ－８　医療費助成金を返還した場合

【質問要旨】

A 県は、年齢 65 歳以上の者で国民健康保険等の被保険者又は被扶養者で、かつ、一定の所得金額以下の者に対し、国民健康保険等によって給付されない自己負担医療費を条例に基づいて助成しているが、所得金額を偽るなどの不正の行為によりその助成を受けた場合には、その者から助成金の全部又は一部を返還させることとしている。

この返還した金額は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

返還した金額は、医療費を補てんする保険金等がなくなったことに相当するので、医療費控除の適用を受けた年分の控除額を是正することとなる。

（注）一般に共済組合の短期給付についても同様の返還条項があり、返還させる額は、実際に給付した額にその給付に要した費用に相当する金額(利息又は事務費等)を加えた額とされているので、医療費控除の計算に当たっては、それらの額を区分する必要がある。

【関係法令通達等】

所法 73①

所基通 73－10

Ⅸ－１　薬局以外の商店からの医療費関係領収書

【質問要旨】

薬局でない店が発行した「くすり代」と表示されている領収書があるが、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

医薬品は、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、一般消費者に販売できないこととされているが、必ずしも薬局又は薬店など店舗をかまえて販売しなければならないものではなく、販売の許可を受けた者又はその使用人が売薬のように訪問販売の方法によって販売する場合もあるので、その事実を確認する必要がある。

【関係法令通達等】

所令262①二

Ⅸ－２　２年目以降の「おむつ使用証明書」の提出について

【質問要旨】

毎年、父（80歳、介護保険法による要介護度４の認定を受けている。）のおむつ代を、他の医療費とあわせて医療費控除の計算に含めて申告をしている。医療費控除を受けるためには、毎年「おむつ使用証明書」を提出する必要があるか。

【回答要旨】

寝たきりの者（65歳以上）で介護保険法の要介護認定を受けている者のおむつ使用に係る医療費控除の適用においては、市町村長が治療上おむつの使用が必要な状態が継続していることを認定することにより、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代え、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等で代用できるとされている。

（注）医師の治療上、おむつの使用が必要となった者で１年目の者や、要介護認定を受けていない者で治療上のおむつが必要な者については、主治医の「おむつ使用証明書」が必要である。

なお、「おむつ使用証明書」に代えた市町村等のおむつ使用の確認書等については、平成14年分から適用されている。

【関係法令通達等】

所令 207

所基通 73－３

昭62. 12. 24直所３-12「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」

平 14. ６. 25 課所２-11「おむつに係る費用の医療費控除の取扱い（「おむつ使用証明書」に代えた簡易な証明手続等）について（法令解釈通達）」

Ⅸ－３　医療費の領収書がない場合

【質問要旨】
領収書のない医療費は、医療費控除の対象とならないか。

【回答要旨】

医療費控除を受ける場合には、医療費の支出を証明する書類に基づき、医療費の額など定められた事項の記載がある明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書（以下、当該明細書と当該通知書を併せて「医療費明細書等」という。）を確定申告書に添付し、医療費明細書等を用いて申告した場合における医療費の領収書などは、確定申告期限等から５年間、自宅等で保管する必要がある。よって、領収書のない医療費は、原則として医療費控除の対象とならない。

しかし、やむを得ない理由により、どうしても領収書を入手できない場合には、治療を受けた人の氏名、支払年月日、支払先、支払金額などの明細を明らかにする必要がある。

（注１）平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、医療費明細書等の添付ではなく、医療費の領収書などを、添付又は提示する必要がある。

（注２）経過措置として、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできる。

【関係法令通達等】
所法73、120④
所規47の２⑧、⑨
29改正法附７

Ｘ－１　一定の取組にかかった費用

【質問要旨】

セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件である一定の取組に要した費用については、セルフメディケーション税制に係る医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

セルフメディケーション税制に係る医療費控除の対象となるのは、特定一般用医薬品等の購入の対価であり、人間ドックの費用など一定の取組に要した費用は控除の対象とはならない。

【関係法令通達等】

措法41の17の２①②

措令26の27の２②

Ｘ－２　納税者以外の者が行った一定の取組

【質問要旨】

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする納税者の配偶者が予防接種を受けた場合、一定の取組を行ったことになるのか。

【回答要旨】

セルフメディケーション税制の適用を受けられるのは、居住者で、かつ、その年中に一定の取組を行った者とされている。よって、納税者本人が一定の取組を行っている必要があり、たとえ生計を一にする配偶者その他の親族が一定の取組を行っていたとしても、それをもって適用の要件を満たすことにはならない。

なお、特定一般用医薬品等の購入費用については、納税者本人に係るものだけでなく、納税者が支払った生計を一にする配偶者その他の親族に係るものも含まれる。

【関係法令通達等】

措法41の17の２①

措令26の27の２①③

Ｘ－３　一定の取組を行ったことを明らかにする書類

【質問要旨】

勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知書に「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がなかった。この結果通知書は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類となるのか。

【回答要旨】

一定の取組を行ったことを明らかにする書類には、次に掲げる事項の記載が要件とされている。

① 氏名

② 取組を行った年

③ 事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名

そのため、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がない結果通知書については、当該書類の対象とならない。

なお、当該書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者に一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要がある。

また、証明依頼書は、厚生労働省のホームページに掲載されている様式又はその様式に記載されている記入事項を満たすものである必要がある。

【関係法令通達等】

措法41の17の２①③

措令26の27の２①④

措規19の10の２②

Ｘ－４　控除の対象となる特定一般用医薬品等の金額

【質問要旨】

特定一般用医薬品等の購入の対価として支払った金額について、消費税の取扱いはどのようになるのか。

また、セール等で割引があった場合の取扱いは、どのようになるのか。

【回答要旨】

特定一般用医薬品等の購入の対価として支払った金額は、消費税込みの金額である。

また、セール等で特定一般用医薬品等について割引があった場合は、割引後の金額が、購入の対価として支払った金額となる。

【関係法令通達等】

措法41の17の２①②

措令26の27の２①②

XI－１　介護サービス費

【質問要旨】
医療費控除の対象となる介護サービス費にはどういったものがあるか。

【回答要旨】

１　施設サービス費

（１）指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設

イ　対象者

要介護度１～５の要介護認定を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所する者

（注１）平成27年度介護保険法改正により、新規入所者は原則要介護３以上の者に限定された。

（注２）介護保険法の施行日（平成12年４月１日）以後、当分の間、介護保険法の施行日現在、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している者で、「自立」又は「要支援」と認定されたものであっても入所を続けることができるが、そのような者は対象外である（「問X－４　旧措置入居者の施設サービス費」参照）。

ロ　対象費用の額

介護費、食費及び居住費の自己負担額として支払った額の２分の１に相当する金額

ハ　領収証

指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設が利用者に対して発行する領収証に、ロの医療費控除の対象費用の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－９「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

（２）介護老人保健施設

イ　対象者

要介護者（症状が安定期にあり、介護保険施設サービスを受ける必要があると主治医が認めたものに限る。）

（注）「介護保険施設サービス」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

ロ　対象費用の額

施設サービス費のうち、次に掲げる費用の自己負担額の全額

（イ）施設介護サービスのうち、食事の提供及び居住以外のサービス提供

（ロ）訪問看護等の居宅サービス及び介護予防訪問看護等の介護予防サービス並びに医療費控除通知の要件及び満たす居宅サービス及び介護予防サービスの提供

（ハ）食費

（ニ）居住費

ハ　領収証

介護老人保健施設が利用者に対して交付する領収証に、医療費控除対象額が明らかになるようにロの（イ）～（ニ）などの区分ごとにその金額が記載されることとなっている。

（３）指定介護療養型医療施設

イ　対象者

療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者（主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。））

ロ　対象費用の額

介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額と同じ

ハ　領収証

指定介護療養型医療施設が利用者に対して交付する領収証に、医療費控除対象額が明らかになるように金額が記載されることとなっている。

（4）介護医療院

イ　対象者

要介護者（主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。））

ロ　対象費用の額

介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額と同じ

ハ　領収証

介護医療院が利用者に対して交付する領収証に、医療費控除対象額が明らかになるように金額が記載されることとなっている。

2　居宅介護サービス費

（1）対象者（次のいずれも満たす者）

イ　介護保険法に規定する一定の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を受けること。

ロ　上記イの居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置づけられること。

【居宅サービス】

①　訪問看護

②　訪問リハビリテーション

③　居宅療養管理指導

④　通所リハビリテーション

⑤　短期入所療養介護

【地域密着型サービス】

⑥　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）

⑦　複合型サービス（ただし、上記①～⑥に掲げるサービスを含む組合せにより提供されるものに限る。）

【介護予防サービス】

⑧　介護予防訪問看護

⑨　介護予防訪問リハビリテーション

⑩　介護予防居宅療養管理指導

⑪　介護予防通所リハビリテーション

⑫　介護予防短期入所療養介護

（注）①及び⑧については、高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

（2）対象となる居宅サービス

（1）のロに掲げる居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

①　訪問介護（生活援助が中心である場合を除く。）

②　訪問入浴介護

③　通所介護

④　地域密着型通所介護

⑤　短期入所生活介護

⑥　夜間対応型訪問介護
⑦　認知症対応型通所介護
⑧　小規模多機能型居宅介護
⑨　介護予防訪問介護（平成30年３月末まで）
⑩　介護予防訪問入浴介護
⑪　介護予防通所介護（平成30年３月末まで）
⑫　介護予防短期入所生活介護
⑬　介護予防認知症対応型通所介護
⑭　介護予防小規模多機能型居宅介護
⑮　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）
⑯　複合型サービス（ただし、上記２（１）ロ①～⑥に掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型に係る訪問介護を除く。）。）
⑰　地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）
⑱　地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）

（注）上記２（１）ロに列挙する医療系居宅サービス等に係る費用については、同イの対象者の要件を満たすか否かにかかわらず、別途、自己負担額の全額が医療費控除の対象となる。

（３）対象費用の額

居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額（介護保険法に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」）

（４）領収証

居宅サービス等事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－２　指定介護老人福祉施設等の施設サービス費１

【質問要旨】
　指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるのか。

【回答要旨】

１　指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理及び④療養上の世話を行うことを目的とする施設であって、市町村長又は都道府県知事が指定したものである（介護保険法８㉒㉗）。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設における施設サービス費に係る自己負担額で、提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額については、医療費控除の対象となる医療費の額に該当することが明らかにされている（所令207、所規40の３）。

３　具体的には、介護費、居住費及び食費に係る自己負担額として支払った額の２分の１に相当する金額が、療養上の世話等に相当する部分の金額として医療費控除の対象となる。
　なお、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。
（注）平成12年６月８日付課所４－９「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－３　指定介護老人福祉施設等の施設サービス費２

【質問要旨】
　指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の施設サービス費の自己負担額として支払った額の２分の１に相当する金額が、医療費控除の対象とされた理由は何か。

【回答要旨】

１　指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理及び④療養上の世話を行うことを目的とする施設であって、市町村長又は都道府県知事が指定したものである（介護保険法８㉒㉗）。

２　この指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設での施設サービス費のうち療養上の世話等に相当する部分については、所得税法施行令第207条及び所得税法施行規則第40条の３の規定により医療費控除の対象となる医療費に該当する。

３　医療費控除の対象となる療養上の世話等に相当する部分の額は、本来、入所者ごとに明らかにされることが望ましいが、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設においては集団的な処遇が行われるため、施設介護サービス費（施設サービス費のうち介護保険の適用部分をいう。以下同じ。）の額及び施設サービス費に係る自己負担額は入所者ごとの施設サービスの額として指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に支払われるものの、その施設介護サービス費の額及び施設サービス費に係る自己負担額が、入所者ごとにどのように使途されたかを厳密に区分して明らかにすることは困難である。

４　このため、厚生労働省において、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設における運営の実態等を踏まえ、平均的な療養上の世話等に相当する部分は施設サービス費の２分の１とすることが合理的であるとの判断が示されていることから、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設における施設サービス費に係る自己負担額として支払った額の２分の１に相当する金額を、医療費控除の対象となる医療費の額とすることが相当であるとしたものである。

（注）平成12年６月８日付課所４－９「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－４　旧措置入所者の施設サービス費

【質問要旨】
経過措置による指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者の施設サービス費に係る自己負担額は、なぜ医療費控除の対象とならないのか。

【回答要旨】

１　介護保険法の施行日（平成12年４月１日）以後の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者は、要介護度１～５の要介護認定を受けた者（平成27年４月以降は原則要介護３以上の者に限る。）であるが、介護保険法の施行日に指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している者（以下「旧措置入所者」という。）で、「自立」又は「要支援」の認定を受けた者であっても、介護保険法の施行日以後、その指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している間は要介護被保険者とみなされ、介護保険の適用が受けられるという経過措置がとられている。

２　この経過措置は、旧措置入所者の利益の保護を図りながら、円滑な介護保険制度の移行を目指すことを目的としたものであり、旧措置入所者の施設サービス費に係る自己負担額は、従来どおり応能負担の考え方に基づき算出されることとなっている。

３　したがって、旧措置入所者の介護保険の適用対象となる施設サービス費に係る自己負担額については、療養上の世話等の提供の状況に応じた対価とはいえず、医療費控除の対象とはならない。

４　なお、指定介護老人福祉施設が旧措置入所者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる金額が記載されることはない。

（注）経過措置の期間については、介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成22年法律第16号）により、「当分の間」とされた。

XI－５　介護老人保健施設の施設サービス費

【質問要旨】
介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答】

１　介護老人保健施設は、要介護者（病状が安定期にあり、次の①～③のサービスを受ける必要があると主治医が認めたものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づき、①看護、②医学的管理の下における介護、③機能訓練その他必要な医療及び④日常生活上の世話を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事が許可したものである（介護保険法８㉘）。

２　介護老人保健施設は、医療法に定める「病院」又は「診療所」ではないが、医療法以外の規定（健康保険法などを除く。）では、原則として「病院」又は「診療所」に含まれることとされている（介護保険法106）ことから、施設サービス費に係る自己負担額及び個室等の特別室の使用料（診療又は治療を受けるためやむを得ず支払うものに限る。）については、医療費控除の対象となる。

また、介護老人保健施設が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

XI－６　介護医療院の施設サービス費

【質問要旨】
介護医療院の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答】

１　介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づき、①看護、②医学的管理の下における介護、③機能訓練その他必要な医療及び④日常生活上の世話を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事が許可したものである（介護保険法８㉙）。

２　介護医療院は、医療法に定める「病院」又は「診療所」ではないが、医療法以外の規定（健康保険法などを除く。）では、原則として「病院」又は「診療所」に含まれることとされており（介護保険法115①）、また、介護老人保健施設よりも高度な医療を提供する施設とされている（介護保険法８㉙）ことから介護医療院の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となる。

また、介護医療院が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

XI－７　指定介護療養型医療施設の施設サービス費

【質問要旨】
指定介護療養型医療施設の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

１　指定介護療養型医療施設は、要介護者（病状が安定期にある長期療養患者であって、次の①～④のサービスを受ける必要があると主治医が認めたものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づき、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下における介護その他の世話及び④機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする療養型病床群等を有する施設であって、都道府県知事が指定したものである。

２　指定介護療養型医療施設は、「病院」又は「診療所」にあたることから、施設サービス費に係る自己負担額及び個室等の特別室の使用料（診療又は治療を受けるためやむを得ず支払うものに限る。）については、医療費控除の対象となる。

XI－８　訪問介護の居宅サービス費

【質問要旨】
訪問介護の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

１　訪問介護は、要介護者に対し、その者の居宅において、介護福祉士等により行われる①入浴、排せつ、食事等の介護、②調理、洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話である（介護保険法８②）。

２　介護保険法を踏まえ、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の、訪問介護の居宅サービス費用に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要介護者に対する夜間対応型訪問介護（介護保険法８⑯）及び要支援者に対する介護予防訪問介護（旧介護保険法８の２②）についても同様である。

また、指定居宅事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－９　訪問入浴介護の居宅サービス費

【質問要旨】
訪問入浴介護の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

１　訪問入浴介護とは、要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう（介護保険法８③）。

２　介護保険法を踏まえ、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の、居宅サービス費用に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防訪問入浴介護（介護保険法８の２②）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－10　訪問看護の居宅サービス費

【質問要旨】
訪問看護の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

１　訪問看護とは、要介護者（病状が安定期にあり、訪問看護が必要であると主治医が認めたものに限る。）について、その者の居宅において看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士により行われる①療養上の世話、②必要な診療の補助をいう（介護保険法８④）。

２　したがって、訪問看護は看護師等から受ける療養上の世話又は診療の補助であることから、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防訪問看護（介護保険法８の２③）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－11　訪問リハビリテーションの居宅サービス費

【質問要旨】
訪問リハビリテーションの居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　訪問リハビリテーションとは、要介護者（病状が安定期にあり、在宅での診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めたものに限る。）に対して、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう（介護保険法８⑤）。

2　したがって、訪問リハビリテーションは理学療法士や作業療法士等から受ける医学的管理下でのリハビリテーションであることから、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法８の２④）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－12　居宅療養管理指導の居宅サービス費

【質問要旨】
居宅療養管理指導の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　居宅療養管理指導とは、要介護者等に対し、その者の居宅において、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）及び管理栄養士により行われる療養上の管理及び指導である（介護保険法８⑥）。

2　したがって、居宅療養管理指導は医師や歯科医師、薬剤師等から受ける療養上の管理及び指導であることから、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）は、医療費控除の対象となっている。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防居宅療養管理指導（介護保険法８の２⑤）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－13　通所介護の居宅サービス費

【質問要旨】
通所介護の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　通所介護（デイサービス）は、要介護者について、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等又は老人デイサービスセンターに通わせ、これらの施設において行われる①入浴、排せつ、食事等の介護、②生活等に関する相談・助言、③健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話である（介護保険法８⑦）。

2　介護保険法を踏まえ、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である認知症対応型通所介護（介護保険法８⑱）、小規模多機能型居宅介護（介護保険法８⑲）、介護予防通所介護（旧介護保険法８の２⑦）、介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法８の２⑬）及び介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法８の２⑭）の各居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

3　通所介護のうち、利用定員が 18 名以下の小規模な通所介護について、平成 28 年４月１日以後、地域密着型通所介護（介護保険法８⑰）として地域密着型サービスに位置づけられることとなったが、サービス内容に変更がないことから、医療費控除の取扱いは従来の通所介護と同様である。

XI－14　通所リハビリテーションの居宅サービス費

【質問要旨】
通所リハビリテーションの居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　通所リハビリテーションは、要介護者（病状が安定期にあり、次の施設で、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所に通わせ、これらの施設において、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションである（介護保険法８⑧）。

2　したがって、通所リハビリテーションは理学療法士や作業療法士等から受ける医学的管理下でのリハビリテーションであることから、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）及び利用者が負担した食材料費のうち標準負担額に相当する金額は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防通所リハビリテーション（介護保険法８の２⑥）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－15　短期入所生活介護の居宅サービス費

【質問要旨】
短期入所生活介護（ショートステイ）の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　短期入所生活介護は、要介護者について、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設に短期間入所させ、これらの施設において行われる①入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、②機能訓練である（介護保険法８⑨）。

2　介護保険法を踏まえ、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）は、医療費控除の対象となる。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防短期入所生活介護（介護保険法８の２⑦）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－16　短期入所療養介護の居宅サービス費

【質問要旨】
短期入所療養介護（ショートステイ）の居宅サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】

1　短期入所療養介護は、要介護者等（病状が安定期にあり、次の施設に短期間入所させ、次の①～③を要すると主治医が認めたものに限る。）について、介護老人保健施設又は療養型病床群を有する病院若しくは診療所に短期間入所させ、これらの施設において行われる①看護、②医学的管理の下における介護、③機能訓練その他必要な医療、④日常生活上の世話である（介護保険法８⑩）。

2　したがって、短期入所療養介護は「病院」又は「診療所」において受ける看護・医学的管理下の介護・機能訓練等であることから、居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）及び利用者が負担した食材料費のうち標準負担額に相当する金額は、医療費控除の対象となっている。

なお、介護保険法の一部改正（平成17年法律第77号）における新たなサービス類型である要支援者に対する介護予防短期入所療養介護（介護保険法８の２⑧）の居宅サービス費に係る自己負担額についても同様である。

また、介護サービス事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっている。

（注）平成12年６月８日付課所４－11「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」

XI－17　地域支援事業に要する費用に係る自己負担額

【質問要旨】
介護保険法の改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行したが、医療費控除の取扱いはどのようになるか。

【回答要旨】
介護保険法の改正に伴い、地域支援事業（介護保険法115の45）に移行した介護予防訪問介護（以下「訪問型サービス」という。）及び介護予防通所介護（以下「通所型サービス」という。）の概要は、次表のとおりである。

	サービスの区分	想定されるサービス	医療費控除対象
訪問型サービス	現行相当サービス	訪問介護事業所による身体介護・生活援助などの訪問介護	△ (注)
	訪問型サービスA	ＮＰＯ等による掃除・洗濯等の生活支援サービス	×
	訪問型サービスＢ・Ｄ	住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス	×
	訪問型サービスC	リハビリ等の専門職を有する者による居宅での相談指導等	×
通所型サービス	現行相当サービス	通所介護事業所による機能訓練等の通所介護	△ (注)
	通所型サービスA	ＮＰＯ等によるミニデイサービス	×
	通所型サービスB	コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場	×
	通所型サービスC	リハビリ等の専門職を有する者による教室	×
生活支援サービス	－	ＮＰＯ等による栄養改善を目的とした配食サービスや見守りサービス等	×

（注）医療系サービスと併せて利用する場合に医療費控除の対象となる。

医療費控除において、「保健師等による療養上の世話」に係る費用が控除の対象とされており（所令207五）、また、保健師等以外の者による療養上の世話であっても「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話」については控除の対象を取り扱っている（所基通73－６）。なお、介護保険制度における居宅サービス等に関しては、①訪問看護などのいわゆる医療系サービス、②左記①と併せて利用する一定の福祉系サービス（以下「控除対象福祉系サービス」という。）について控除の対象となり、生活援助が中心のサービスなど「療養上の世話」と認められないものについては、控除の対象とならないと取り扱っている。

以上を踏まえた医療費控除の取扱いは次のとおりとなる。

１　訪問型サービス

（１）現行相当サービスについては訪問介護員による身体介護が行われることから、引き続き控除対象福祉系サービスに該当する。

（２）訪問型サービスAは、ＮＰＯ等による生活支援中心のサービスであることから、控除対象福祉系サービスに該当しない。

（３）訪問型サービスＢ～Ｄは、住民ボランティアによる生活支援サービスや専門職を有する者による相談指導であることから、控除対象福祉系サービスに該当しない。

２　通所型サービス

訪問型サービスと同様に取り扱う。

３　生活支援サービス

生活支援サービスは、生活支援のみのサービスであることから、控除対象福祉系サービスに該当しない。

（注）現行相当サービスは、介護事業所の領収証の記載方法が全国一律とされていることから、領収証において、現行相当サービスに係る対価であるかどうか判別することができる。

XI－18　通所介護及び短期入所生活介護における交通費

【質問要旨】
　通所介護や短期入所生活介護を受ける場合、特別養護老人ホームや老人福祉センターへ通うことになるが、その際の交通費は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
　要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）が通所介護及び短期入所生活介護を受けるため、特別養護老人ホームや老人福祉センター等へ通うこととなるが、その際の交通費については、通所介護又は短期入所生活介護の居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）が医療費控除の対象となる場合で、かつ、通常必要なものに限り、医療費控除の対象となる（所令207、所規40の３、所基通73－３）。

XI－19　通所リハビリテーション及び短期入所療養介護における交通費

【質問要旨】
　通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受ける場合、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等へ通うことになるが、その際の交通費は医療費控除の対象となるか。

【回答要旨】
　要介護等が通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設等へ通うこととなるが、その際の交通費については、通所リハビリテーションや短期入所療養介護の居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象外のものに係る自己負担額を含む。）が医療費控除の対象となることから、通常必要なものは医療費控除の対象となる（所令207、所規40の３、所基通73－３）。

XI－20　高額介護サービス費

【質問要旨】
介護保険から高額介護サービス費として払戻しを受けた金額がある場合、その金額を医療費の金額から差し引くことになるか。

【回答要旨】

1　医療費控除の計算に当たっては、支払った医療費の金額の中に保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額がある場合には、支払った医療費の金額からその補てんされる部分の金額を差し引くこととされている（所法73①）。

2　この場合の医療費を補てんする保険金等には、次のようなものがある（所基通73－８）。

（1）社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、高額療養費又は高額介護合算療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの

（2）損害保険契約又は生命保険契約（これらに類する共済契約を含む。）に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等（これらに類する共済金を含む。）

（3）医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金

（4）法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

3　介護保険においても、健康保険法の高額療養費の場合と同様に、要介護者等が居宅サービス費の自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）又は施設サービス費に係る自己負担額（食費及び居住費を除く、介護費の１割負担部分に限る。この問において同じ。）が、世帯合計で一定の上限額を超えた場合には、介護保険から高額介護サービス費として、その超えた分に相当する金額が払い戻されることとなっている（介護保険法51、介護保険法施行令22の２の２）。

4　したがって、居宅サービス費の自己負担額又は施設サービス費の自己負担額のうち、医療費控除の対象となる部分に相当する金額について、高額介護サービス費として支払を受けた場合には、その高額介護サービス費は医療費の金額から差し引くこととなる。

（注）指定介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、２分の１に相当する金額を医療費の金額から差し引くこととなることに留意する。